

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市中小企業人材力向上支援事業
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	中小企業者が優秀な人材の育成及び確保を推進するために資質又は技術の向上を図るため、研修会又は資格取得に社員等を受講又は受験させるために要する経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	中小企業者
補助対象経費	旅費、需用費、役務費、使用料、謝礼
類似補助の有無 ※類似補助金の統合メニュー化	無 ○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等) ※少額補助金は廃止	10万円上限 ○少額(5万円以下)補助金の理由 経路によっては少額となる場合がある。
補助率等 ※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	1/2以内 ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 対象経費は1/2となるが、船賃については実費となる。
数値目標等 ※数値目標の設定検証	A 数値化 資格取得事業数60社 ○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 島内では技術の取得機会が限られるため、積極的に島内外において技術獲得のために必要な経費を補助するものであり優秀な人材の育成確保を推進するものであり費用対効果は算出できない。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ、募集要項
事業担当 (担当部署)	地域振興課 商工振興係
事業担当 (電話番号)	0259-63-4152(直通)